

北上市告示甲第50号

北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱を次のように定め、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年8月31日までに第4に規定する支給対象者に該当した者に係る第6の規定の適用については、「支給対象者となった日から1月以内」とあるのは「令和5年9月30日まで」と読み替えるものとする。

令和5年7月27日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、子育ての負担が大きい低年齢児を家庭で子育てする世帯に対し、北上市在宅育児支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、保護者の経済的な負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 児童を監護する者をいう。
- (3) 第2子以降児童 保護者に監護されている児童のうち、最も年齢が高い児童（最も年齢が高い児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人）を除く児童をいう。
- (4) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設及び同法第59条の2第1項に規定する届出が必要な施設をいう。

(支給対象児童)

第3 支援金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「支給対象児童」という。）は、市内に在住する第2子以降児童であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出生日の翌日から起算して8週間を超え、かつ、満3歳未満である者
- (2) 保育所等に入所していない者

(支給対象者)

第4 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、支給対象児童と同居している保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていない者
- (2) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者ではない者
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による育児休業給付金（保護者が公務員である場合にあつては、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による育児休業手当金）その他の育児休業に伴う給付を受給していない者
- (4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいる場合にあつては、当該配偶者が前3号に該当する者
（支援金の額）

第5 1月当たりの支援金の額は、支給対象児童1人当たり10,000円とする。
（支給申請）

第6 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給対象者となった日から1月以内に、北上市在宅育児支援金支給申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。
（支給決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは支援金の支給を決定し、北上市在宅育児支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、北上市在宅育児支援金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 支援金の支給対象期間は、第4に規定する支給対象者に該当した日の属する月の翌月（その日が1日である場合は、当月）から、同日の属する会計年度の3月（3月までに支給対象者に該当しなくなる場合は、支給対象者に該当しなくなる日の属する月）までとする。
（支給方法）

第8 市長は、第7第1項の規定による支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、毎年4月、8月及び12月に、それぞれの前月分までの支援金を支給するものとする。この場合において、当該それぞれの前月の末日に支給決定者から請求があつたものとみなすものとする。
（変更届）

第9 支給決定者は、次の各号に掲げる申請事項の変更のいずれかに該当したときは、当該変更が生じた日が属する月の末日までに北上市在宅育児支援金支給申請事項変

更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定者又は支給対象児童の住所に変更があったとき。
- (2) 第4に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 支給対象児童が保育所等に入所したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

（支給決定の変更）

第10 市長は、第9の規定による届出により、必要があると認めるときは、支援金の支給の決定を変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を変更したときは、北上市在宅育児支援金支給決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の継続申請）

第11 前年度の末日までに支援金の支給を受けていた支給決定者が、引き続き支給を受けようとするときは、第6の規定により市長に申請するものとする。この場合において、「支給対象者となった日から1月以内」とあるのは、「4月末日まで」と読み替えるものとする。

（決定の取消し等）

第12 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、北上市在宅育児支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 第4に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。
- (3) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（支援金の返還）

第13 市長は、第12の規定により支援金の支給決定を取り消したときは、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

北上市長 様

北上市在宅育児支援金支給申請書

北上市在宅育児支援金の支給を受けたいので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第6の規定により、次のとおり申請します。

1 申請区分（該当する□にチェックしてください。）

新規 → 2から4までを記入してください。

継続 → 2・3を記入してください。

4については、変更のある場合に記入してください。

2 申請者及び家族の状況

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
			児童との続柄	
	住所			
(配偶者)	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
			児童との続柄	
	住所 ※申請者と異なる場合			

・支給要件の確認

- 保育施設等を利用していない第2子以降の児童を在宅で子育てしています。
- 申請者及びその配偶者は生活保護を受けていません。
- 申請者及びその配偶者は、北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 申請者及びその配偶者は、雇用保険法の規定による育児休業給付金その他の育児休業に伴う給付を受給していません。

3 児童の状況

・対象児童（今回申請する児童）

フリガナ 氏名	年齢	生年月日	在宅子育ての 予定期間	要件該当事由
		年 月 日	まで	<input type="checkbox"/> 生後8週間 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保育所等退所 <input type="checkbox"/> 給付金終了 <input type="checkbox"/> その他（ ） 原因発生日（ 年 月 日）

・その他の児童

続柄	支援金申請	フリガナ 氏名	年齢	生年月日
第1子	—			年 月 日
第 子	済・未・対象外			年 月 日
第 子	済・未・対象外			年 月 日

4 振込口座

- 北上市在宅育児支援金の支給に関し、申請内容審査のため市が公簿等を調査し、及び関係官署に問い合わせ、並びに調査結果により支給額を決定することに同意します。
- 上記について公簿等で確認できない場合は、必要な書類の提出を行います。

様式第2号（第7関係）

北上市指令 第 号

住 所

氏 名

北上市在宅育児支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市在宅育児支援金について、次のとおり支給することを決定したので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第7第1項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 対象児童	住所	
	氏名	
	年齢	
2 支給額		
3 支給期間	月から	月まで

様式第3号（第7関係）

北上市指令 第 号

住 所

氏 名

北上市在宅育児支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市在宅育児支援金について、次のとおり支給しないことを決定したので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第7第2項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 対象児童	住所	
	氏名	
	年齢	
2 理 由		

年 月 日

北上市長 様

届出者 住所
氏名

北上市在宅育児支援金支給申請事項変更届

北上市在宅育児支援金支給申請書の記載事項に次のとおり変更がありましたので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第9の規定により届け出ます。

対 象 児 童	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
変 更 事 由 又 は 内 容		
変 更 が 生 じ た 年 月 日		

様式第5号（第10関係）

北上市指令 第 号

住 所

氏 名

北上市在宅育児支援金支給決定変更通知書

年 月 日付け北上市指令 第 号で支給決定の通知をした北上市在宅育児支援金について、次のとおり変更することを決定したので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第10第2項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 対象児童	住所	
	氏名	
	年齢	
2 支給額	変更前 変更後	
3 支給期間	変更前	月から 月まで
	変更後	月から 月まで

様式第6号（第12関係）

北上市指令 第 号

住 所

氏 名

北上市在宅育児支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け北上市指令 第 号で支給決定の通知をした北上市在宅育児支援金について、次のとおり（全部・一部）を取り消したので、北上市在宅育児支援金支給事業実施要綱第12の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 対象児童	住所	
	氏名	
	年齢	
2 支給額	取消前	
	取消後	
3 支給期間	取消前	月から 月まで
	取消後	月から 月まで
4 返還額		
5 理由		